

平成24年度

事業計画



公益財団法人草津市コミュニティ事業団

《基本方針》

(平成23年度 事業評価シートの一例)

私たちは、公益法人制度改革に基づく公益認定を受け、平成23年4月1日より公益財団法人として新たなスタートを切りました。

公益法人として2年目となる本年度は、初年度の取り組みについて事業評価を行い、課題や問題点を抽出した上で、効率的かつ効果的な事業展開ができるようこの事業計画書を策定いたしました。

ところで、非営利組織である私たちのミッション（目的）については、定款で次のとおり定めています。

平成23年度 事業評価シート 定款NO. 1-2-(8)ロ1, 8-1-(8)

作成日 平成23年8月20日

事業名	草津市長寿の顔ロクハネ	評価対象期間	所属名	ロクハネ	所属長	小川 恭
事業区分	■公益目的事業	■取組等事業(経営管理)	■経費年数	□寄附	■他種(2)年目	
事業種別	■自主事業	■市との指定管理等協定に基づく事業		□指定管理関連従事事業		
事業大分類	■ロクハネ事業	■施設維持管理費及び経費				
中分類	□1まちづくりセンター	■2高齢者福祉	■3世代交流			
	□3環境・公園緑地等	□4社会参画・文化交流				
	□5(仮)草津市コミュニティセンター設立	□6点検・PM・KOT				

Plan-計画

目的 高齢者の生きがいや社会での役割を見出すきっかけづくり(及び)ことさらたる履着づくり)が世代間を越えた仲間作りが出来る施設を運営し、高齢施設・カラオケルームについては利用者に見込んでいた代償内等を提供する。

効果 高齢者および幅広い世代が積極的に参加できる魅力ある講座やイベントを開催するとともに、その成果を伝える場を提供し、新たな「ぶん発見」に繋げてもらう。また、利用者(特に利用者)と連携・協力しながら施設運営が円滑に実施できる「サポート」を導入し、様々な課題を迅速に解決していただくきっかけづくりを行う。

対象 (種又は何を) 市内在住の幅広い世代

手段 (どのようになやむか) 施設の特色・立地を活かした高齢施設の活用及び提供するロクハネ会館との協働による講座・イベントを新設のうえ、中・小・大、従来の講座・イベントを充実させ利用者の増進に注力する。

測定目標 (特に何を測るのか) 同年代と連携・協力し、イベント等の充実を図る。前年度以上の利用者の増加に努める。

Do-定款

事業費の進捗	前年度(平成22年度)実績	本年度(平成23年度)実績	前年度(平成22年度)実績	本年度(平成23年度)実績	実績対比(%)
指定管理事業収益	53,287,000		53,287,000	53,287,000	100.0
指定管理経費費用	53,287,000		53,287,000	53,287,000	100.0
公益事業収益	203,000		183,000	115,200	56.7
公益事業経費費用	1,732,000		730,000	470,838	27.2
支出	12,578,000				
指定管理経費費用	12,578,000				

1. 数値で表せる指標

指標名	単位	目標	平成22年度実績	平成23年度目標	実績
多世代交流事業	回数	211	204	133	133
	人数	4,210	2,992	3,080	2,268
高齢者の健康づくり(介護)の推進事業	回数	83	83	78	78
	人数	13,269	13,421	12,500	10,053
協議事業	回数	8	5	4	4
	人数	1,810	9,468	990	925
利用者間交流事業	回数	30	28	15	15
	人数	2,000	1,943	1,248	1,478

2. 数値で表せない指標

施設: イベント種別PRとして、各市町村センターへのポスターの掲示およびイベントに関しては、道路のスーパー、商店、住宅等に貼出し、ポスターの掲示も行った。

Check-評価

評価項目	評価	評価理由	総合評価
目標達成率(進捗率は達成されているか)	○	利用者は、1ヶ月単位で継続して、参加している。	
運営性(事業主体および支援者の協力が確保されているか)	○	施設イベントの開催運営を支援し、関係者の協力を確保している。	
効率性(効果は高まっているか)	△	一部の講座で、参加者が少ない傾向があるが、改善策を講じている。	
継続性(効果が持続しているか)	○	講座の開催を継続し、関係者の協力を確保している。	

Action-改善

数値目標には、利用者が前年度より増加した見込みであり、利用者の増加が全てにおいて影響すると思われるので、まず、ロクハネの存在を草津市全域に周知する方を検討したい。また、以下の項目を検討したい。

- ①地域を交流するつりつりボウリング大会(草津市会館)の開催(草津市会館)の開催
- ②高齢者福祉の推進(草津市会館)の開催
- ③高齢者福祉の推進(草津市会館)の開催
- ④入居利用者のポイントカードの発行
- ⑤バーチャルの展示及びイベントの開催(即ち前年度を基準とするロクハネ会館内会場の設置)

公益財団法人草津市コミュニティ事業団 定款 (抜粋)

(目的)

第3条

この法人は、コミュニティの健全な発展と協働のまちづくりに関する各種事業を展開することにより、豊かで希望に満ちた市民社会の創造に寄与することを目的とする。

この中で示されている「コミュニティの健全な発展」を促す事業については、コミュニティの「健全性」とは何かを探求し、現状の問題点や課題を克服するためにはどのようにアプローチすべきかを適切に判断した上でマネジメントしていくことが求められます。

また、「協働のまちづくりに関する各種事業」の展開については、まず何よりも自らが協働事業を率先して実施し先駆的な役割を果たさなければならないと考えています。そこで構築されていく信頼関係に基づいて初めて協働推進のための条件整備や各主体のサポート役として機能できるものです。

これらの事業によって「豊かで希望に満ちた市民社会の創造に寄与」するためには、事業団が法人市民として、また構成員一人ひとりが志を高く掲げ見識と使命感を持って取り組んでいく必要があります。

こうした基本観点を組織内で共有すると同時に、以下の5点に留意し市民の共感を得て「市民と共に歩む事業団」を目指して取り組んでいく所存です。

【重点事項】

①草津市におけるまちづくりに関する取り組みや市民ニーズ、更には各地の先進事例などを把握し、状況や目的に応じて適切な手法を駆使すると共に行政では対処しにくいものについても柔軟な発想と行動力によって**事業団ならではの**取り組みができるよう心掛けます。

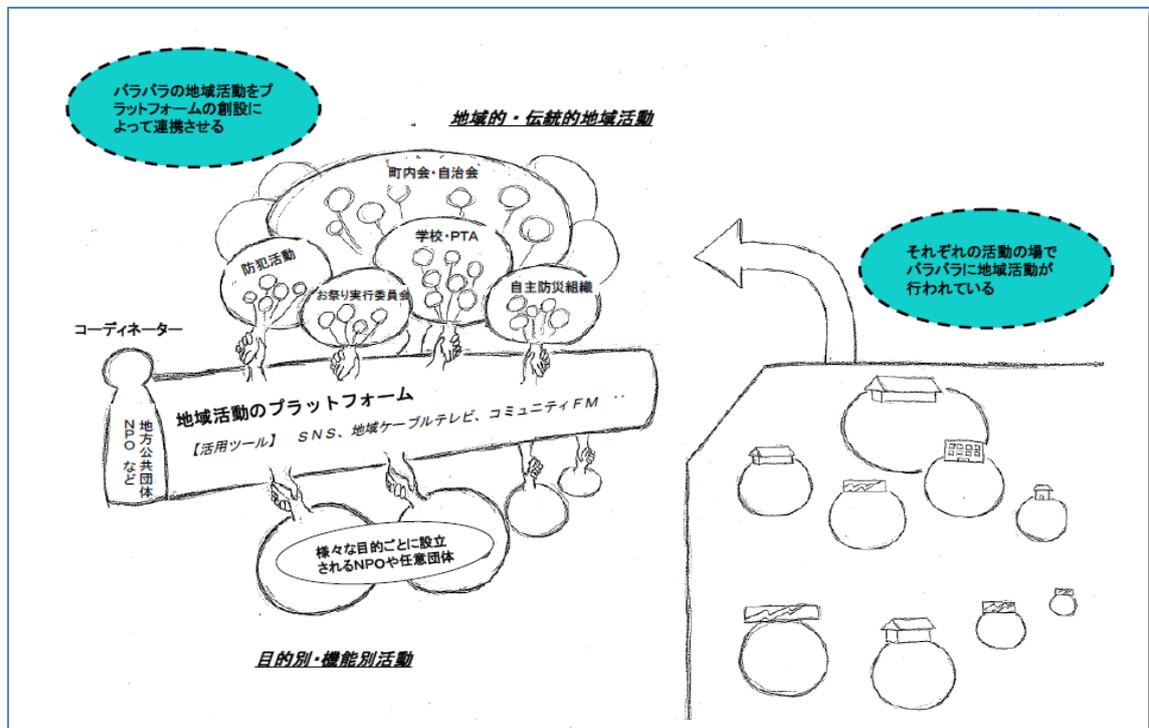
②補助金や指定管理料、および受託料などは草津市民の税金から拠出されていることを念頭に置いて**費用対効果や合理的な運用**を心掛けると共に**情報公開と説明責任**を果たします。

③事業実施に必要な経費については、市民寄付文化の醸成を図る意味でも公益寄付を積極的に受け入れます。このことによって、市民からの信託を受けた資金によって事業を実施し公益を実現する組織へと**体質を改善**します。

④時代の変化や社会ニーズなどトレンドを把握し、真に地域や市民に必要とされる事業を実施できるよう職員研修を行うと共に**意識改革を徹底**します。

⑤インターネットや紙媒体、FM放送等の活用も含めて事業団としての**総合的な情報戦略を確立**します。また、動画配信やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとした新たなコミュニケーションツールを取り入れ、まちづくりの情報基盤（プラットフォーム）としてのICT（インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー）を活用します。

(図：総務省「コミュニティ研究会中間とりまとめ」より)



【 I 】 公益目的事業

(コミュニティ事業)

《事業の視点》

(草津市民協働推進計画案)

公益目的事業については、事業団定款で掲げられているミッションに基づき、また社会の変化やニーズをリサーチして適正かつチャレンジ精神を持って積極・果敢に展開してきます。

公益事業を行う上で事業団に求められる役割については、「草津市市民協働推進計画」で示されているとおり市民公益活動を支援する中間支援組織としての機能が期待されています。

これに加えて、まちづくりに関するしくみづくりや基盤整備を行うインフラストラクチャー・オーガニゼーション（基盤的組織）として、市民公益活動の社会的基盤の強化や新たなパートナーシップに基づく事業の確立をめざします。また、先駆的事业へのチャレンジや協働のまちづくりの一翼を担う主体的な組織として自らが汗をかいて健全なコミュニティ形成に寄与していきます。

以上の観点を踏まえて、事業実施にあたっては次の視点で取り組みます。

【1】 事業目的の明確化と体系化

各事業の趣旨や目的を明確にして、その本来の目的を達成するために形式にとらわれず状況に応じて柔軟な事業展開を行います。

また、事業全体の体系を組織内で共有し、市民に向けて分かりやすく情報発信していくことを心掛けます。

【2】 成果主義に基づく指標の設定

各事業について、本来の趣旨・目的を達成するために実施されているかどうかを検証することができるような指標を設定します。また、常に大局を見ながら改善すべき点があれば修正するなど、成果主義に基づく達成度の向上を図ります。

草津市市民協働推進計画

～市民公益活動団体と行政のより良い関係を築くために～

(案)



平成24年3月 日

草津市

《市民公益寄付金制度》

市民寄付文化の醸成を図ることを目的として創設された税制優遇措置を活用し、市民公益寄付金制度の定着と寄付の拡大を図ります。寄付金で効果的な公益事業を推進していくことを通じて、事業団全体の事業が市民ニーズに合致したものとなるよう改革の足掛かりとします。

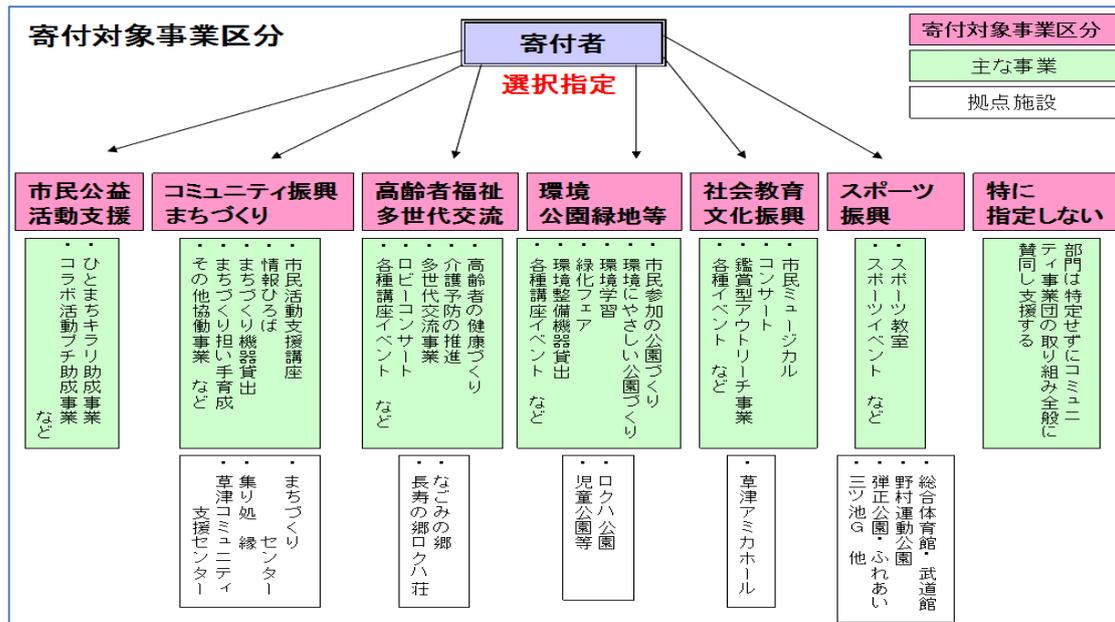
なお、寄付はできるだけ幅広く集めるため、法人一口5,000円、個人一口1,000円と定め、年間目標額は100万円とします。

集まった寄付は、下図のとおりコミュニティの活性化につながる各種事業に活用します。

なお、募集の広報はチラシや当事業団の広報誌「コミュニティくさつ」、ホームページ、FM放送、事業所等へのダイレクトメールによって行うと共に、事業団の総合案内も兼ねたパンフレットを作成し配布します。



(図：寄付金の使い方)



1. まちづくりセンター事業

【事業目的】

まちづくりセンターについては、草津市立まちづくりセンター条例で次のとおり定めています。

(設置)

第1条 市民(団体、企業等を含む。以下同じ。)と行政のそれぞれが果たすべき役割を確認しながら、互いに交流し、協働すること(以下「パートナーシップ」という。)により、市民が主体的に行う社会的、公益的なまちづくり活動(以下「まちづくり活動」という。)の推進を図るため、草津市立まちづくりセンター(以下「まちづくりセンター」という。)を設置する。

(事業)

第3条 まちづくりセンターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり活動の情報の収集および提供に関すること。
- (2) まちづくり活動の調査および研究に関すること。
- (3) まちづくり活動の相談、支援および人材育成に関すること。
- (4) まちづくり活動を行う市民相互および市民と行政との連携および交流の推進に関すること。
- (5) パートナーシップによるまちづくりの推進に関すること。

この条例で示されている「市民が主体的に行う社会的、公益的なまちづくり活動」を推進する事業は当事業団にとって重要な事業であることから、その趣旨に則って事業展開していきます。なお、「社会的、公益的」とは地域における様々な課題の解決やより良いまちにするための行為を指すものとして捉え、カルチャーやサークル内での交流などとの違いを意識して効果的な事業を選択します。また、「草津市協働のまちづくり指針」や「草津市市民協働推進計画」「草津市協働のまちづくり行動計画」、更には草津市が策定を予定されている「(仮)草津市民参加条例」や「(仮)草津市協働条例」などの取り組みにも積極的に連携し協力していきます。

【成果主義に基づく目標】

- ① まちづくりの協働推進機能を有する拠点として、市民の認知度を高める。
- ② NPOや自治会関連組織、諸団体との協働について、量と質を高める。
- ③ 情報インフラなどまちづくりに必要な基盤整備とその活用を広げる。
- ④ 中間支援の機能を強化し、各組織の公益性や継続性を向上させる。
- ⑤ 市民ニーズや社会のトレンドを取り入れ、先駆的な事業展開を行うことにより、メディア等を通じて全国発信し評価と信頼を得る。

1-(1) 市民公益活動助成金

市民公益活動を資金面から支援することを目的として、助成金事業を行います。助成金は市民公益寄付金制度により市民等から寄付を受けた資金を活用し、不足分については市民活動支援積立金より補てんします。

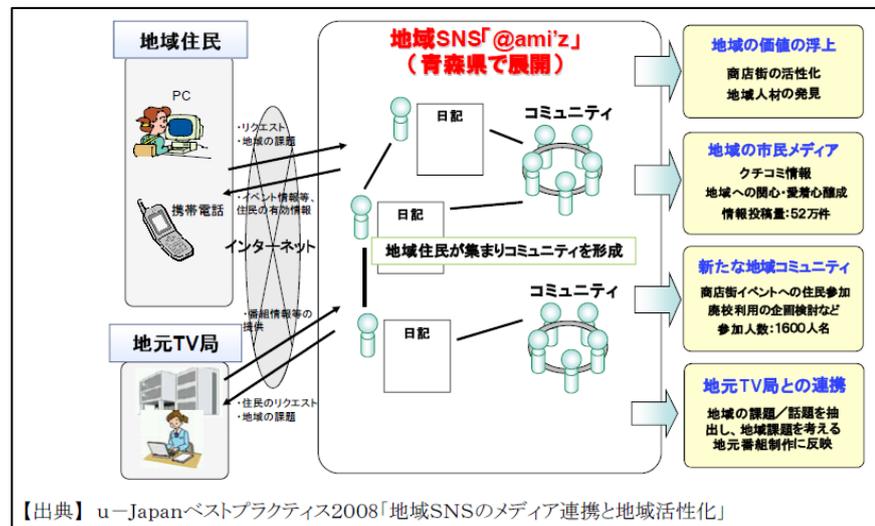
なお、ひとまちキラリ助成事業については、本年度は「まちキラ☆プロジェクト 100」採択団体の助成および2年目の継続となる団体への助成を継続して行い、これまでの取り組みや新たなニーズ把握を行った上で制度を見直します。



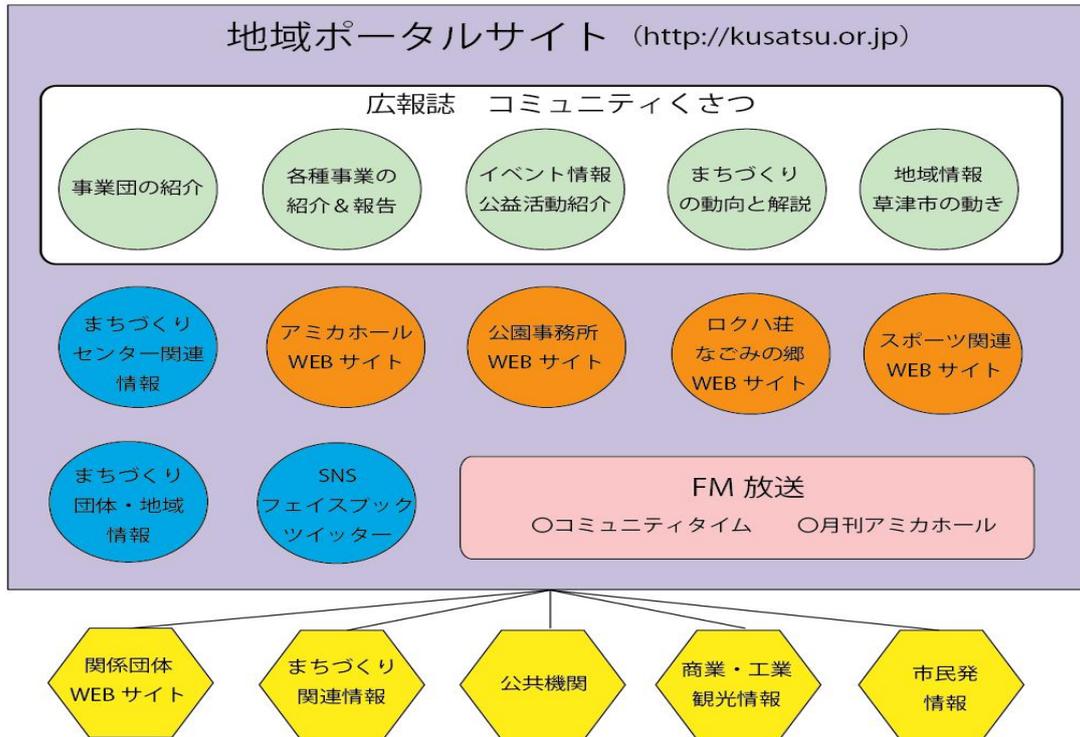
1-(2) 情報関連

まちづくりのインフラとしての情報基盤を整備し、その効果的な活用を図ります。情報メディアは、紙媒体やFM並びにインターネットなど多様な媒体とし、新聞や放送といったマスメディアについても積極的に活用します。

ICT (インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー) については、動画の無料サイトやフェイスブックをはじめとしたSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の活用など、有効かつ費用対効果の優れた手法を導入します。また、まちづくり関連情報は事業と連携したものにすることで、事業の効果的な推進に寄与するよう努めます。



(図：情報事業の体系)



① インターネット

事業団の公式サイト (<http://kusatsu.or.jp>) をまちづくりセンター情報および地域ポータルサイトとして活用すると共に、以下の関連サイトへの総合窓口として運用します。なお、くさつ情報ネットについては地域ポータルサイトに統合すると共に、これまで蓄積したコンテンツはすべて活用します。

- ア. ロクハ荘・なごみの郷 <http://kaigoyobo.jp>
- イ. アミカホール <http://amicahall.net>
- ウ. 草津市公園事務所 <http://rokuha.net>
- エ. スポーツ関連施設 <http://sports932.net>

② コミュニティくさつ

公益事業やまちづくりに関する情報を掲載し、市民の関心を高めることによって活動への関与を促します。また従来の内容に加えて事業団の広報誌として各種の情報を発信することで事業の推進や事業団の認知度を高めることに資すよう発行します。なお、コンテンツ充実とまちづくりに関する啓発を主眼としてご近所まんが「くさつがわ家とお隣さん～これって、みんなの問題？」を作成し掲載します。

③ FM放送

コミュニティFM（えふえむ草津）で、事業団の事業紹介や市民活動団体・ボランティア等の紹介、PRを行います。



○放送回数

「コミュニティタイム」（20分番組）	月4回
「月刊アミカホール」（30分番組）	月1回
CM	適時

④ 情報インフラの構築および運用支援

ICT（インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー）を活用したまちづくりの情報インフラを整備します。この情報インフラを活用してまちづくり協議会やNPO等の情報化支援を行います。

新規事業として各まちづくり協議会の共用サイトを設置・運用を行うと共に、情報発信のための実務支援を行います。

1-(3) まちづくり機器貸出

自治会、NPOやボランティア団体、社会教育関係団体、福祉関係団体などに安価で機器を提供することでコミュニティの振興に寄与します。

また、災害時の活用や公益活動を広げていくための機器の充実を図ると共に「(仮称)貸してネット」による情報提供に努めます。なお、機器運搬のために公用車（軽バン）の貸し出しを有料で行います。

更に、地域活動や市民活動が行う事業などに必要となる備品や人材の情報を収集し「(仮)貸してネット」として情報発信します。



(図：機器の分類)



1-(4) 人材育成・各種講座

まちづくりを担う人材育成に資するため、次のとおり各種講座などを開催します。

① まちづくりカレッジ

豊かな市民社会と地域の健全な自立(律)を推進すると共に、地域協働の意義について考える機会とするため「人と街の未来をつくるカレッジ」を開催します。全体のテーマは「街とコミュニティ」とし、身近な地域や実例を題材としながら座学やワークショップ、現地フィールド



ワークを織り交ぜた体験型プログラム(12回程度)とします。これによって、学びと議論の中から視野を広げ、受講者自らが実践的なまちづくりに参画する能動的な学びの場とします。また、草津市にも働きかけて多様な参加を募ることによってプログラムの質を高めていきます。

更に、受講者等の有志による自主サークル(市民まちづくり研究会など)の活動を支援します。

② 地域組織およびNPOに関連する基盤整備および実務講習会

まちづくり協議会やNPOの基盤整備や運営に際して必要となる情報発信や経理、事業などに資する実務講習会を適宜実施します。

- ア. 情報発信に関連する講座
- イ. 会計に関連する講座
- ウ. 組織の運営に関連する講座
- エ. 事業企画に関連する講座
- オ. 人材育成に関連する講座
- カ. その他

1-(5) 草津コミュニティ支援センター

草津コミュニティ支援センターは、NPOのためのNPOを目指して設立しました。また「草津市市民協働推進計画」では、市民公益活動の発展を促すため必要となる活動場所の活用が拡大するよう、市民参画の手法や利用手続き、ルール改正を検討することが求められ、その対象として同支援センターが明示されています。そこで、中間支援やインキュベーション機能を担い市民公益活動の発展を促すため関係団体と協議を図りながら改革を進めます。なお、草津市立まちづくりセンターとの連携を強化すると共に、活用にあたっての公平性確保や安全管理を徹底するため以下のとおり運営方法を改めます。



- 【利用受付】 利用申請は、まちづくりセンターで受付する。
- 【団体登録】 原則として利用団体はまちづくりセンター登録団体とする。
- 【管理方法】 鍵の貸与については利用の都度まちづくりセンターで行う。
- 【運営協力金】 まちづくりセンターで収納し運営のために活用する。

①市民活動情報・イベント情報の発信

コミュニティ支援センターが発行する市民活動に関する情報やイベント情報誌「でんごんぼん」について、事業団情報関連事業との連携を図りながら効果的な情報発信をサポートします。

②まちづくり関連事業の実施

まちづくりセンター運営会との連携や相互の交流を図り、NPO活性化に資する取組を展開できるような環境整備に努めます。

1-(6) 集り処 縁

市民活動や地域活動、ボランティア、社会教育活動の発表の場として、また市民ギャラリーなど幅広く活用できる場としてまちなかふれあい交流施設「集り処 縁(ゆかり)」を運営すると共に各種事業を展開します。



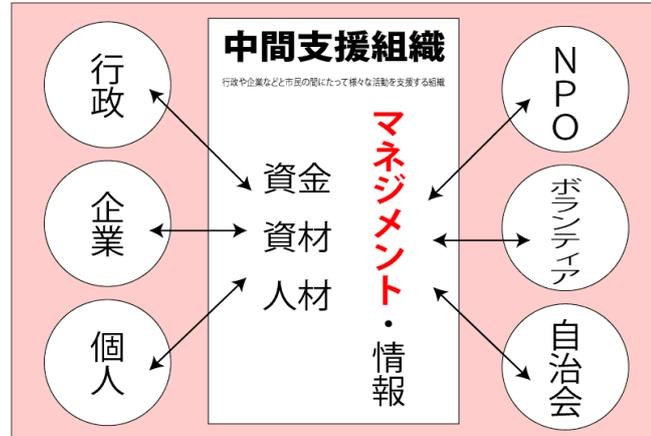
(図：集り処縁のコンセプト)



1-(7) まちづくりの中間支援および相談窓口

NPO、各種ボランティアグループ、まちづくり協議会等の中間支援として以下の事業を行います。

実施にあたっては「草津市協働のまちづくり指針(平成20年8月)」、「草津市協働のまちづくり行動計画(平成23年3月)」、「草津市市民協働推進計画(平成24年3月)」に基づいて行い、新たな市民ニーズにも弾力的に対応できるように心がけます。



① まちづくり相談窓口の設置および協働コーディネーターの配置

市民活動や地域協働などに関する相談窓口をまちづくりセンターに週1回開設します。また第5次草津市総合計画や協働のまちづくりを推進していくため、専門性を有した協働コーディネーターを配置します。

【協働コーディネーターの主な業務】

- ア. 地域活動や市民活動、ボランティア活動に関する相談
- イ. 協働事業企画や組織運営についての相談
- ウ. 事業団職員スキルアップ研修の企画と実施
- エ. まちづくりセンターの中間支援機能強化のための事業企画およびアドバイス
- オ. 市内外の中間支援組織のネットワークづくり

② 「市民活動団体情報つながりのめ2012」の作成発行

市民活動団体の活動内容や連絡先をデータベース化し、相互ネットワークの促進や市民公益活動の活性化に活用します。

③ その他、中間支援のための各種事業

市民公益活動支援および情報関連事業などを含め、中間支援に必要とされる事業を適宜実施します。

1-(8) 諸団体との協働

(平成23年度 市民ふれあいまつりのチラシ)

市民ふれあい秋まつり（パワフル市民交流）について、その事務局機能を担い協働体制の推進を図ります。

「くさつ子どもフェスタ」については、イベントを集約し効果的に実施することも含めて関係機関と協議を行います。

また、草津市災害ボランティアセンター運営協議会、市民円卓会議、納涼まつり、草津宿場まつりなど、全市的な取り組みや市民参加型事業に参画し協働推進の役割を担います。

なお、行政機関や各種団体・NPO等が実施する公益事業については、内容を吟味し、連携可能なものについては協働もしくは参画し魅力ある地域づくりに寄与します。

11月19日(土)
市民ふれあい秋まつり in くさつ

会場：草津市役所と本陣周辺

市民ふれあい秋まつりは、芸術・文化、まちづくりや福祉など幅広い分野で活動する団体と市民との交流イベントです。一緒に、草津のまちを元気に盛り上げていきましょう！

雨天決行

第12回パワフル交流・市民の日
草津市役所
時間：10:00～16:00
子育てイベントや起業車体験など楽しいイベントが盛りだくさん！
立命館大学サークル団体の体験コーナー、ステージ発表、パネル展示、模擬店等もあります！

お問合せは…
パワフル交流・市民の日実行委員会事務局
草津市まちづくり協議会市民活動推進グループ
TEL 077-561-2337
FAX 077-561-2482
E-mail: machi@city.kusatsu.lg.jp

くさつ市民アート・フェスタ 2011
草津駅東側商店街通り、くさつ夢本陣イベント広場、道灌蔵ほか
時間：10:00～16:00
※イベント会場によって時間が異なります。
会場内の施設や店舗などで展覧会や音楽の演奏といった、文化や芸術に親しめるイベントが多数開催されます。各種出展やステージ発表、演奏会、ワークショップのほかスタンプラリーもあります！

お問合せは…
草津市教育委員会事務局
生涯学習課生涯学習グループ
TEL 077-561-2427
FAX 077-561-2488
E-mail: shogaku@city.kusatsu.lg.jp

※各イベントにつきましては、今後内容等が変更になる可能性がありますので、お問合せ先にご確認ください。

1-(9) まちづくりセンター運営

まちづくり活動におけるセンターの機能を高めるため各種事業を展開し、公益活動を行う市民団体には優先的かつ安価に活動場所を提供します。

また、まちづくりセンター運営協議会の事務局を担い、各部会の自発的活動が活発になるよう側面的にサポートします。

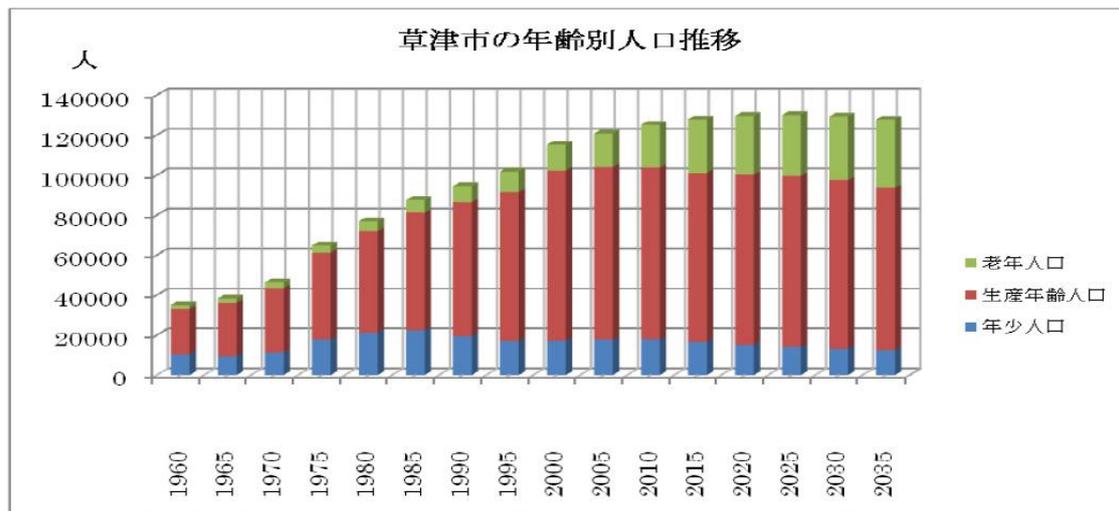


2. 高齢者福祉・多世代交流

【事業目的】

日本の人口は、2008年から継続して減少する傾向となり人口減少社会を迎えています。また、2010年には総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合は23.1%となり5人に1人が高齢者、9人に1人が75歳以上人口という「本格的な高齢社会」となっています。(平成23年版高齢社会白書)

草津市では、人口増加が2025年にはピークを迎え、2035年には年齢別人口に占める老年人口が26.7%となることが予想されています。



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所人口統計資料集(2010)および総務省人口推計により作成

草津未来研究所「全国的な人口減少社会の到来において持続的に発展する草津市のあり方に関する調査研究報告書」より

こうした中で、高齢者が健康で豊かな生活を享受すると共に、多世代間・地域コミュニティとの交流が益々重要となっています。

そこで、草津市立なごみの郷および草津市立長寿の郷ロクハ荘において、介護予防や各種交流、生きがいのづくりに関する事業などを実施していきます。

【成果主義に基づく目標】

- ① 広報活動や魅力ある事業を展開することによって利用者数の増加を図る。
- ② 健康づくりや仲間づくりについて、利用者や外部からの評価を得る。

2-(1) なごみの郷

①多世代交流事業

- ・祖父母孫、親子がふれあう講座（夏休み親子陶芸、チャイルドマッサージ）
- ・仲間づくり講座（折り紙、はじめての手品等）
- ・軽スポーツによる交流促進



②高齢者の健康づくり、介護予防の推進

- ・健康なんでも相談（無料）
- ・毎月1回の無料健康相談
- ・「いきいき百歳体操」講座
- ・健康増進講座
（ピラティス、ダンベル体操等）
- ・教養、趣味を高める講座
（トールペイント、色鉛筆で絵を描こう等）
- ・料理の幅を広げる講座（男の料理、旬の食材を使ったお惣菜等）
- ・心身をリラックスさせる講座（タイ式ヨガ、リラクゼーションヨガ等）
- ・楽しみながら健康づくり（グラウンドゴルフ大会）

③協働の役割

- ・同好会活動の支援
- ・なごみの郷運営委員会の開催

④利用者向上対策など

- ・毎月2回を目途にロビーコンサート
- ・近隣4学区以外の学区に対し、講座案内、無料巡回バス、ロビーコンサートのPR資料を町内回覧。
- ・季節に応じたイベント風呂（ハーブ、ゆず湯等）
- ・無料巡回バスの安全運行
- ・浴槽の衛生管理の徹底
- ・入館者に対するタイムリーな情報提供を積極的に行う。
（インフルエンザ予防、高齢者の入浴注意喚起など）
- ・交通安全体験車（滋賀県警察本部と連携）での高齢者交通体験
- ・ごみの減量、ゴーヤーカーテンによる冷房効果の推進、光熱水費の節減



2-(2) ロクハ荘

①多世代交流事業

- ・祖父母孫、親子がふれあう講座・イベントの開催
- ・仲間づくりイベントの開催
- ・子育て支援事業

②高齢者の健康づくり、介護予防の推進

- ・毎月1回の無料健康相談
- ・健康講座の開催
- ・教養・趣味・スポーツ講座の開催
- ・「いきいき百歳体操」講座



③協働の役割

- ・同好会活動支援
- ・同好会による講座の開催
- ・ロクハ公園およびアミカホールとの協働事業

④利用者向上対策など

- ・高齢者を中心にパンフレット等の配布
- ・さまざまなイベントの開催、チラシやロクハ荘新聞の配布
- ・月替りのハーブ湯、季節のゆず湯など

2-(3) 高齢者コミュニティ

なごみの郷およびロクハ荘において、指定管理者としての業務とは別に更なる機能強化のための各種事業を展開します。

- ①ふれあいまつり
- ②ふらっとサロン・ミニ見にコンサート
- ③お楽しみ演芸会・ほっとサロン
- ④桜観賞会とお茶会
- ⑤カラオケ大会
- ⑥活動写真展
- ⑦ロビーコンサート



3. 環境・公園緑地等

【事業目的】

市民の憩いと安らぎの場として設置されている公園施設については、市民による自主管理を促進すると共に自然環境に関連する事業展開を図ることによって、「みんなの公園づくり」に寄与していきます。



具体的には、公園利用者へのアンケートおよびモニタリング調査等による意見を積極的に取り入れた公園運営や、ボランティアによる公園サポーターの活動と学習を支援し、協働で実施します。また、環境にやさしい公園づくりを目的として、自然の循環サイクルを確立するために剪定した樹木や刈り草をチップ化・堆肥化して公園に還元します。

更に安心・安全の提供を行うために、巡回点検による危険箇所の早期発見とそれらの補修等の迅速な対応に努めます。

【成果主義に基づく目標】

- ① ボランティア登録数や活動数を増やす。
- ② 市民による自主管理の量と質を高める。
- ③ 計画的な管理によって、事故を未然に防ぎ苦情件数を減少させる。

3-(1) ロクハ公園

ロクハ公園は、昭和63年4月のオープン(一部共用開始)以来、17年間に渡って草津市から委託を受け、平成18年度からは指定管理者として6年間運営を行ってきました。

そうした中で、昨年度の指定管理申請時には、これまで以上に多種多様な自主事業の実施や更なる市民サービスの向上と利用者とのコミュニケーション構築、地域への貢献に務める提案をし新たに3年間の指定管理を受けることができました。そこで、水中パフォーマンスショーやプールサイドでの生演奏実施などによる利用促進を行うと共に、公園施設を活用した自然環境に関する講座などを実施します。

3－（2） カブトムシの家

7月下旬より8月中旬までの間、ロクハ公園内に設置しているカブトムシの家を運営し無料開放します。



3－（3） 児童公園等

市民の憩いの場である児童公園等（291ヶ所）を、子育てや青少年の健全育成の場として活用すると共に、自治会やボランティアに対して、草刈機や樹木剪定に必要な機器・軽ダンプ車といった環境・緑化機器を無料で貸し出し、市民が主体となって公園を管理していくための支援を行います。また、刈り草や剪定枝を回収してチップ化を行い公園に還元するなど、環境と自然にやさしい公園づくりを目指します。

更に、公園ボランティアの募集・支援、花や苗木の提供、緑化・環境学習指導者の派遣ならびに各種事業の実施を積極的に展開します。

自治会の自主的管理の支援として、機器貸出に加えて地元で除草作業を行っていただいた後の処分をサポートし、地元で対応できない剪定や薬剤散布等の業務については代行いたします。

3－（4） 環境・学習

指定管理や受託事業とは別に、自然・環境に関連する事業を実施します。

- ①自然観察会（樹木、野鳥、昆虫）
- ②野菜・きのこの栽培体験
- ③自然素材を使ったクラフト体験
- ④事業団の各施設および関係団体との協働事業
（桜鑑賞会、アウトドアクッキング、野外音楽会）
- ⑤環境学習に関する市民イベントの協力

4. 文化・スポーツ・社会教育

【事業目的】

平成21年7月23日公布・施行された滋賀県文化振興条例では、その目的を次のとおり定めています。

(基本理念)

第2条文化の振興に当たっては、県民一人ひとりが文化の担い手であることにかんがみ、文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う者の自主性が尊重されるとともに、創造性が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、および享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の継承および発展を担う人材が育つとともに、その地位の向上が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、歴史、風土等に培われてきた地域の特色ある文化、新たに創造される文化その他の多様な文化がすべての県民に大切にはぐくまれ、次の世代に継承されるよう配慮されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、滋賀の文化の魅力が国内外に広まり、多様な文化との交流が盛んになるよう配慮されなければならない。

文化・芸術は、人権と同様に文化を創造し享受する固有の権利として尊重することが求められます。また多様なニーズに幅広く対応し、自主性の尊重と創造性が十分に発揮されるよう配慮しなければなりません。

そこで、事業実施にあたっては公募型や参加型の手法を活用すると共に、市民の自発的で自由な発想を活かせるよう柔軟な事業展開を図っていきます。

また、スポーツや健康づくりに取り組む団体に対して公益寄付金制度を活用して資金面からバックアップします。

【成果主義に基づく目標】

- ①市民企画の件数を増やし内容の充実を図る。
- ②文化芸術の定着と満足度を高める。
- ③施設の利用件数を増加させる。
- ④市民による自主的なスポーツ活動や健康づくりを促す。

4-(1) アミカホール

草津市の芸術、文化ならびに生涯学習の拠点としてアミカホールを運営します。事業については市民公募型により実施することによって幅広いニーズに応えることができるようにすると共に、独自プロデュースにより各種コンサートや市民ミュージカルを実施します。また、情報ネットワークシステムの活用による生涯学習のプラットフォームの整備を進めていきます。

①市民参加型

草津合唱祭や市民ミュージカル（組曲「ぼくと私の大好き草津」を題材とする）など、市民が参加し自らが創造していく事業を展開します。



②鑑賞型

音楽などの鑑賞を目的とした事業については、できるだけ質の高いものを市民の方々と一緒に企画します。また、ホールでの演奏だけに止まらずアウトリーチの手法についても取り入れます。

4-(2) 文化・スポーツ

公益寄付金を活用して、スポーツの振興を図ることを目的とした公募による（仮称）スポーツ振興助成事業を実施します。

また、アミカホールにおいて指定管理業務とは別に独自で文化・芸術に関する事業を展開します。



- ①（仮称）スポーツ振興助成
- ②アミカホールでの自主公演
- ③納涼まつり等でのコンサート
- ④その他

【Ⅱ】 収益等事業

(施設維持管理及び付帯事業)

1. 公共施設管理

【事業目的】

公共サービスの充実や公益目的事業に付随する事業を行うことにより、住みよいまちづくりに寄与することを目的として以下のとおり事業を実施いたします。

【成果主義に基づく目標】

- ①利用者数を増やし顧客の満足度を高める
- ②省エネに努め管理経費を削減する

1－(1) 道の駅草津

道の駅草津については、草津市より委託を受けて管理運営を行っています。道の駅のパーキング機能を通じて、利用者に休憩の場を提供し、地域の文化・歴史・名所・特産品などを紹介するなど情報発信機能を担います。

1－(2) まちづくりセンター貸館

市民活動活性化に寄与するために運営している草津市立まちづくりセンターの一般貸館を行います。一般貸館は市民活動団体の利用の妨げにならないよう、センター3階部分のみとします。

1－(3) プール事業

ロクハ公園に設置されているプール施設を管理運営します。管理運営は、安全確保に万全を期すため専門業者へ委託する方式とします。

1－(4) 児童公園等維持管理

市内児童公園等の遊具補修や高木の剪定業務など、地元住民による自主管理では対応できない業務を専門業者に発注して行います。

1－(5) なごみの郷維持管理

なごみの郷に設置されている温浴施設、カラオケルームの維持管理を行います。温浴施設については、利用者に楽しんでいただけるよう、月替わりのハーブ湯や季節ごとのイベント風呂（柚子湯等）を実施します。

1－(6) ロクハ荘維持管理

ロクハ荘に設置されている温浴施設、カラオケルームの維持管理を行います。温浴施設については、利用者に楽しんでいただけるよう、月替わりのハーブ湯や季節ごとのイベント風呂（柚子湯等）を実施します。また、カラオケについては、通信システムにより常に最新の曲を提供できるようにします。



1－(7) アミカホール維持管理

アミカホールの修繕や維持管理について、専門業者に業務発注します。

2. 収益活動

【事業目的】

公益目的事業の実施や法人運営のための費用を捻出することを目的として、以下の事業を実施いたします。

【成果主義に基づく目標】

- ①適正な管理運営に努めて利用者の利便向上を図る
- ②収益を増やし公益事業推進に寄与する

2-（1）野村月極駐車場

草津市土地開発公社所有の土地を有償で借用し、月極駐車場として運営します。



2-（2）合同会社

合同会社草津市スポーツ振興事業体の業務執行社員の一員として、草津市体育協会と連携しながらスポーツ施設の運営管理及びスポーツ振興事業の展開を図ります。

管理施設：草津市立総合体育館、弾正公園（テニスコート、多目的広場、草津グリーンスタジアム）、草津市立武道館、野村運動公園、志津運動公園、ふれあい体育館・運動場、三ツ池運動公園。

2-（3）自販機・売店

公共施設等に食堂・売店・自動販売機を設置します。また、各施設において物品の販売を行います。

公益財団法人草津市コミュニティ事業団

平成24年度事業計画